



男女共同参画



ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 内閣府の取組～女性に対する暴力の根絶～



内閣府男女共同参画局推進課 暴力対策推進室



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク



女性に対する暴力をなくす運動

第3次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会とは…

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会

第3次男女共同参画基本計画

・平成22年12月17日 閣議決定

・男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

特徴

① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

・下記の重点分野のうち、黄色で★が付いているものが新設分野

② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

・第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目（延べ109項目）の「成果目標」を設定

（※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準）

③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

構成

第1部 基本的な方針

第2部 施策の基本的方向と具体的施策（重点分野）

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 推進体制

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネットなどの普及により多様化している女性に対する暴力については、新たな視点から迅速かつ効果的に対応することが求められている。
- 暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠である。

成果目標 (抜粋)

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成21年)	100% (平成27年)	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所 (平成22年)	100か所 (平成27年)
配偶者暴力防止法の認知度	76.1% (平成21年)	100% (平成27年)	性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	22都道府県 (平成22年)	各都道府県に最低1か所 (平成27年)

施策の実施

○女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・広報啓発など女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成
- ・相談・カウンセリング体制等の整備
- ・防犯対策の強化など暴力の発生を防ぐ環境づくり
- ・被害実態の把握など暴力に関する調査研究等

○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援
- ・ストーカー行為等への厳正な対処等

○性犯罪への対策の推進

- ・性犯罪被害者への支援充実
- ・性犯罪捜査体制の整備など性犯罪への厳正な対処
- ・再犯防止対策など加害者に対する対策の推進等

○子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止策など児童ポルノ対策の推進
- ・被害児童への適切な対応等児童買春対策の推進

○売買春への対策の推進

- ・婦人相談所と関係機関との連携強化による売買春からの女性の保護、社会復帰の支援

○人身取引対策の推進

- ・「人身取引対策行動計画2009」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進

○セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・相談体制の整備など雇用・教育・研究・医療・スポーツ分野等の場における防止対策の推進

○メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・インターネット上の児童ポルノ画像等の流通防止対策の推進
- ・メディア産業の性・暴力表現についての流通・閲覧等に関する対策の在り方の検討等

内閣府における女性に対する暴力の根絶に向けた取組

女性に対する暴力とは

- ・ 配偶者からの暴力
 - ・ 性犯罪
 - ・ 売買春・人身取引
 - ・ セクシュアル・ハラスメント
 - ・ ストーカー行為
- 等を含む広い概念

配偶者からの暴力等に関する施策

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)
 - 平成16年に議員立法により一部改正(平成16年法律第64号)
 - 平成19年に議員立法により一部改正(平成19年法律第113号)
 - 平成25年に議員立法により一部改正(平成25年法律第72号)
 - ※平成25年7月3日公布、平成26年1月3日施行
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(法律第2条の2)
 - 平成16年12月2日(内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)
 - 平成20年1月11日(内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)
 - 平成25年12月26日(内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)
 - ※ 配偶者暴力相談支援センター数:237(平成26年1月1日現在)
- 3 地方公共団体及び民間団体の取組の促進
 - 必要な助言、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数等の取りまとめ
 - 職務関係者に対する研修
 - ・ 官官・官民連携促進ワークショップ
 - ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発 指導者研修
 - 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業[復興予算]
- 4 広報啓発
 - 配偶者暴力防止法の内容の周知を徹底
 - 男女共同参画局のホームページにおいて、法律、制度、関連通知等に関する情報を提供
 - DV相談ナビによる相談機関の案内 [TEL:0570-0-55210(ここにでんわ)]
- 5 調査研究の推進
 - 男女間における暴力に関する調査

性犯罪対策

- 男女共同参画センター相談員等に対する研修
- 被害者支援に関する調査研究

女性に対する暴力をなくす運動

- 平成13年6月5日 男女共同参画推進本部決定
- 毎年11月12日～25日(25日:女性に対する暴力撤廃国際日)

女性に対する暴力に関する専門調査会

〔設置〕平成13年4月、男女共同参画会議の下に設置。

〔構成〕有識者10人により構成

〔調査検討内容〕

配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野の施策の在り方などについて調査検討を行う。

配偶者からの暴力の防止等の対策の実施状況のフォローアップを行う。

女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議

〔設置〕平成12年8月、男女共同参画推進本部に設置。

〔構成〕内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、最高裁判所(オブザーバー)

人身取引対策

- 「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」に参画
- 女性に対する暴力の観点から、人身取引根絶に向けての広報啓発(ポスター及びリーフレットの作成)を担当



「男女間における暴力に関する調査」(H24.4公表)

※ 概要版 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/h23danjokan-gaiyo.pdf>

※ 全文 http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h24_boryoku_cyousa.html

調査の目的

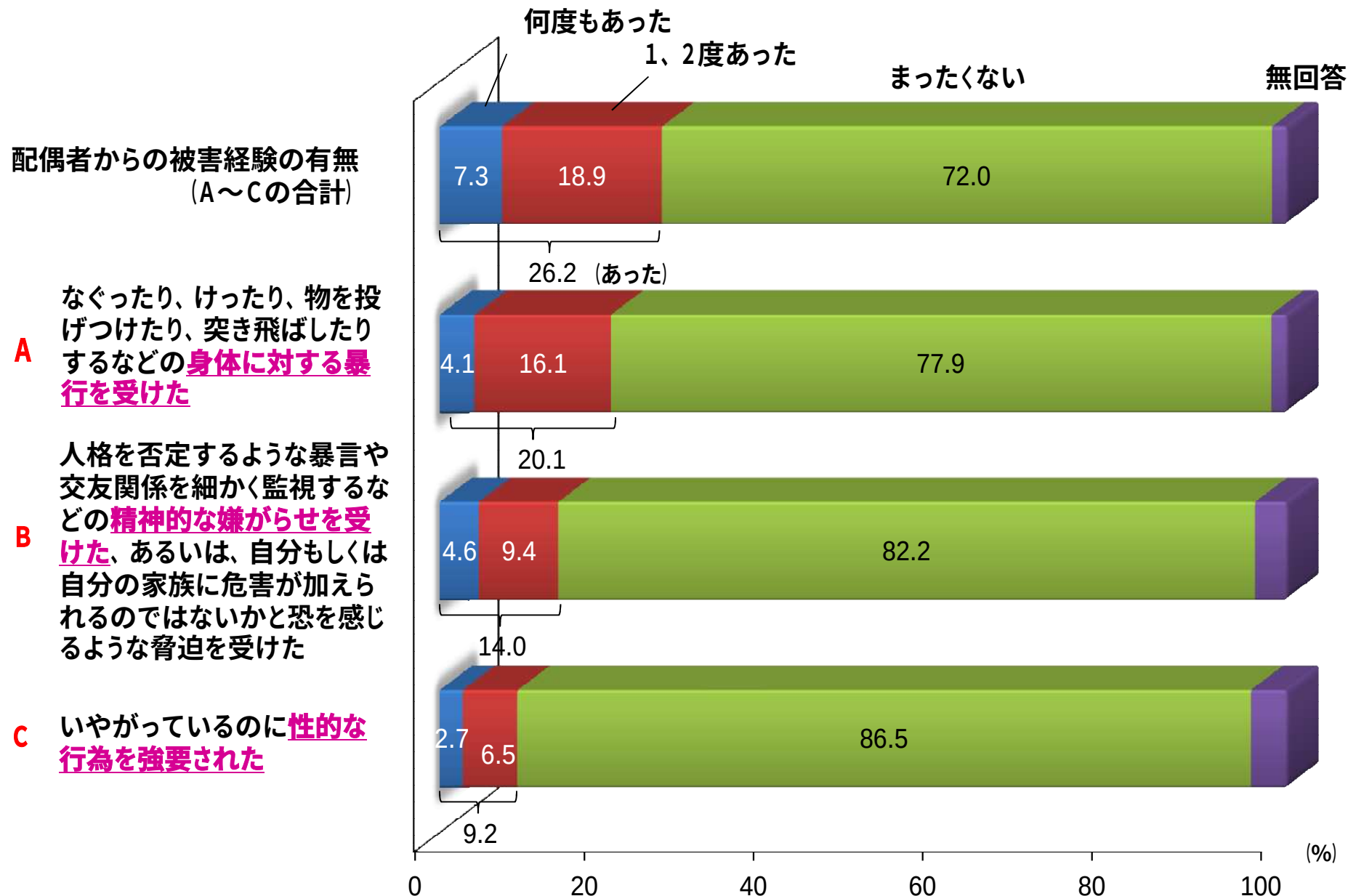
男女間における暴力に関する実態把握のため、平成23年11月から12月にかけて、全国20歳以上の男女5000人を対象に無作為抽出によるアンケート調査を実施。

3,293人(女性1,751人、男性1,542人)から回答(有効回収率65.9%)

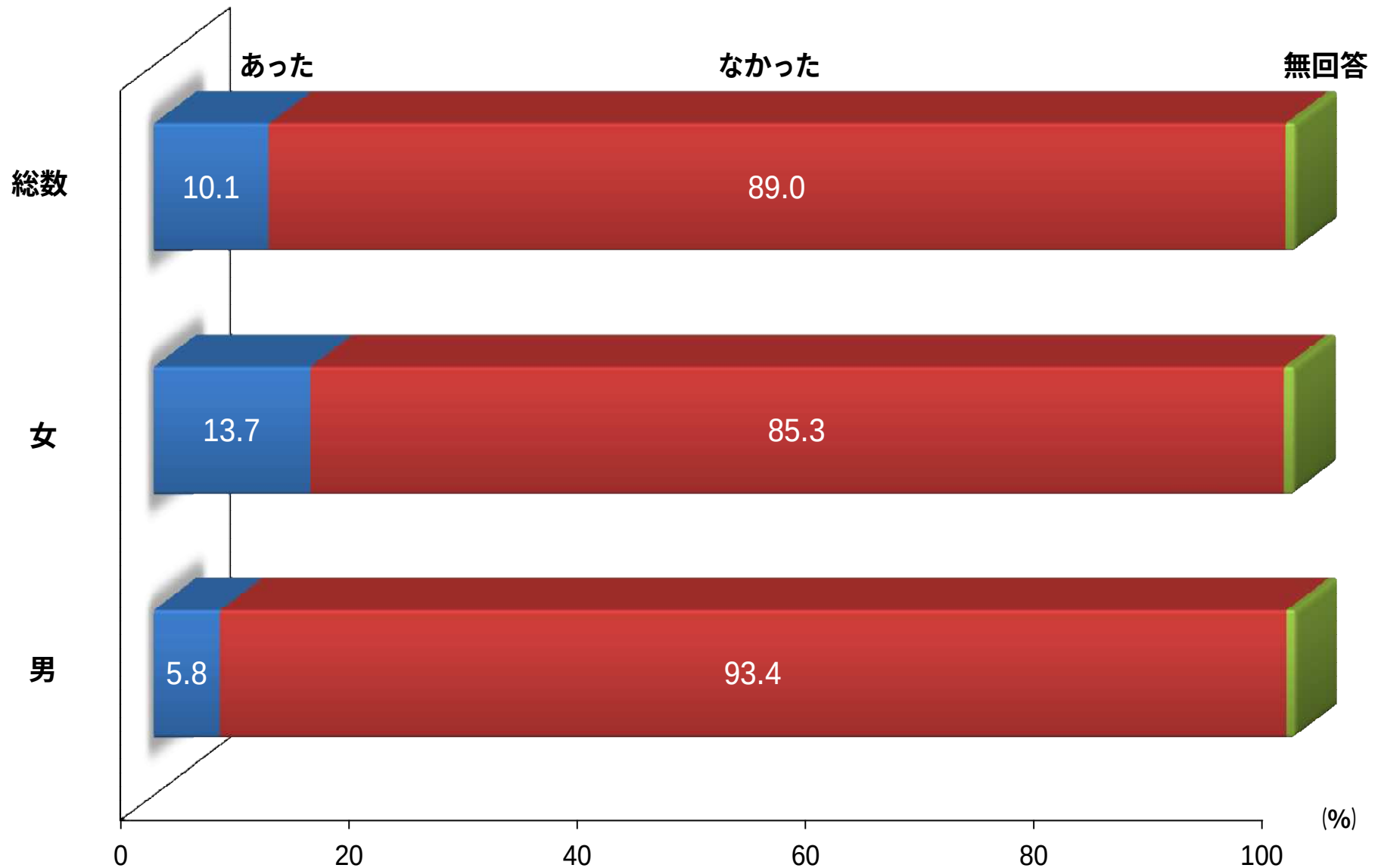
調査項目

- ・配偶者暴力防止法についての認知
- ・夫婦間での行為についての暴力としての認識
- ・配偶者からの被害経験
- ・交際相手からの被害経験
- ・異性から無理やりに性交された経験(女性のみ)
- ・男女間の暴力を防止するために必要なこと
- ・政府による広報の周知

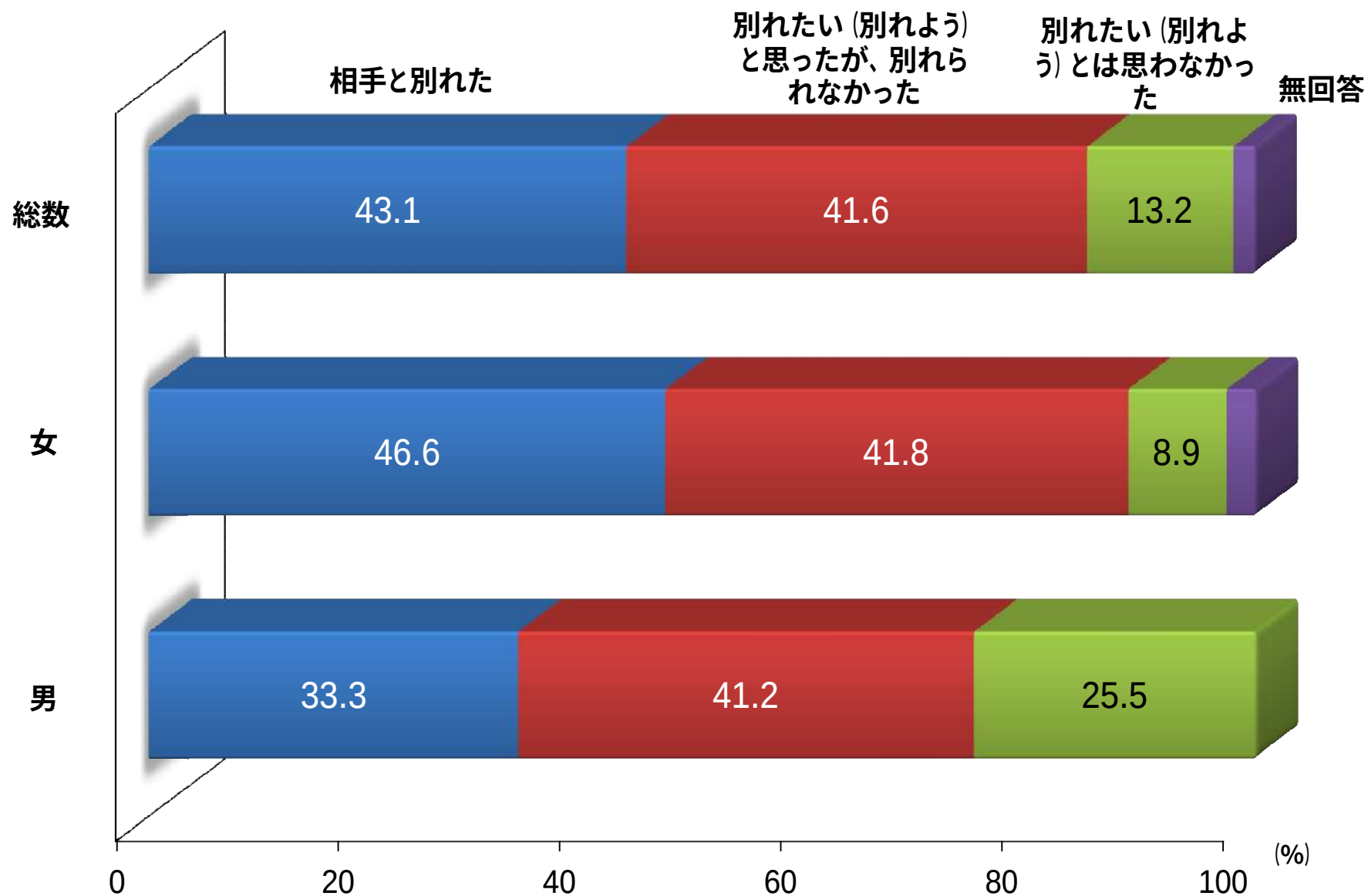
配偶者からの被害経験の有無



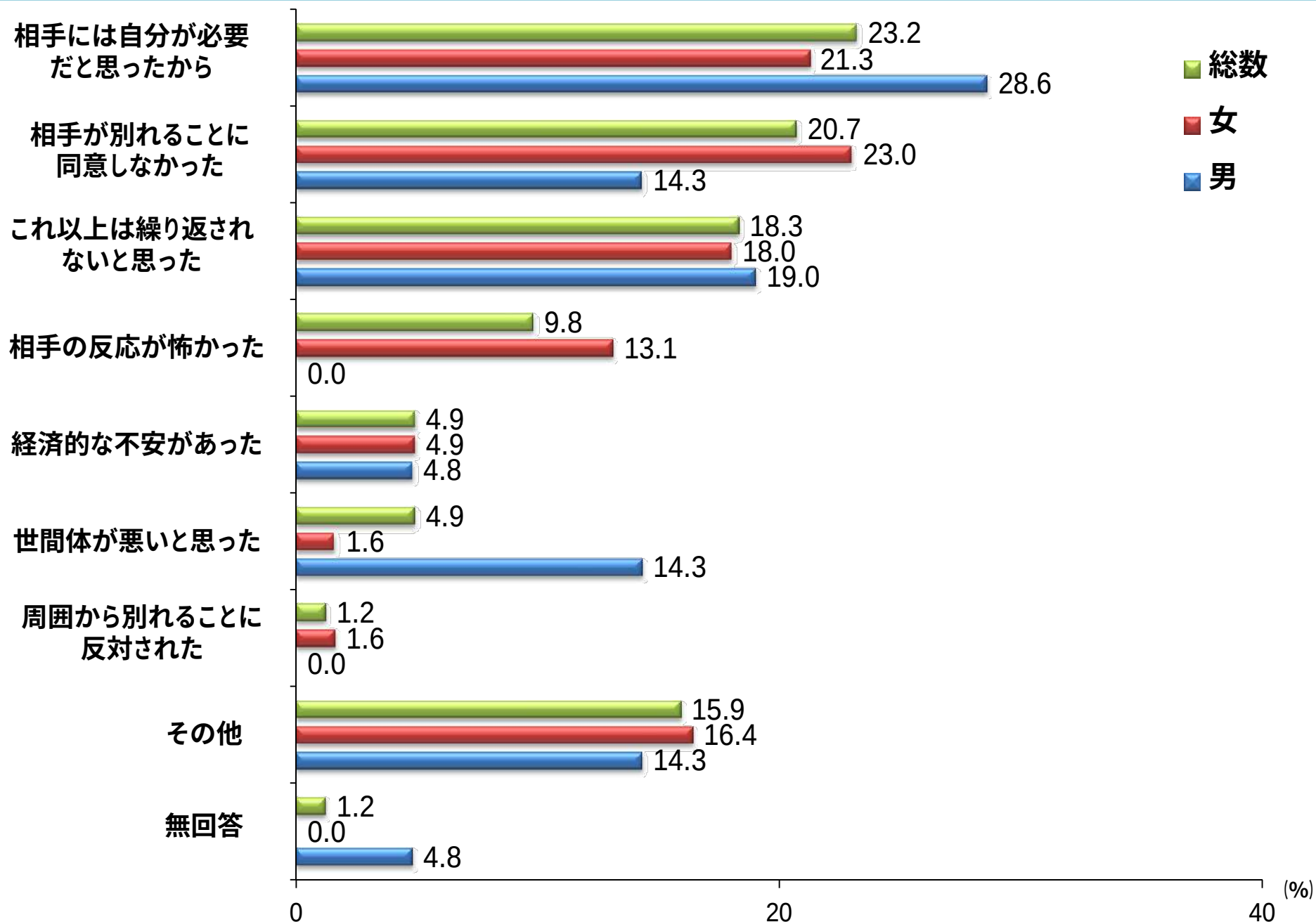
交際相手からの被害経験の有無



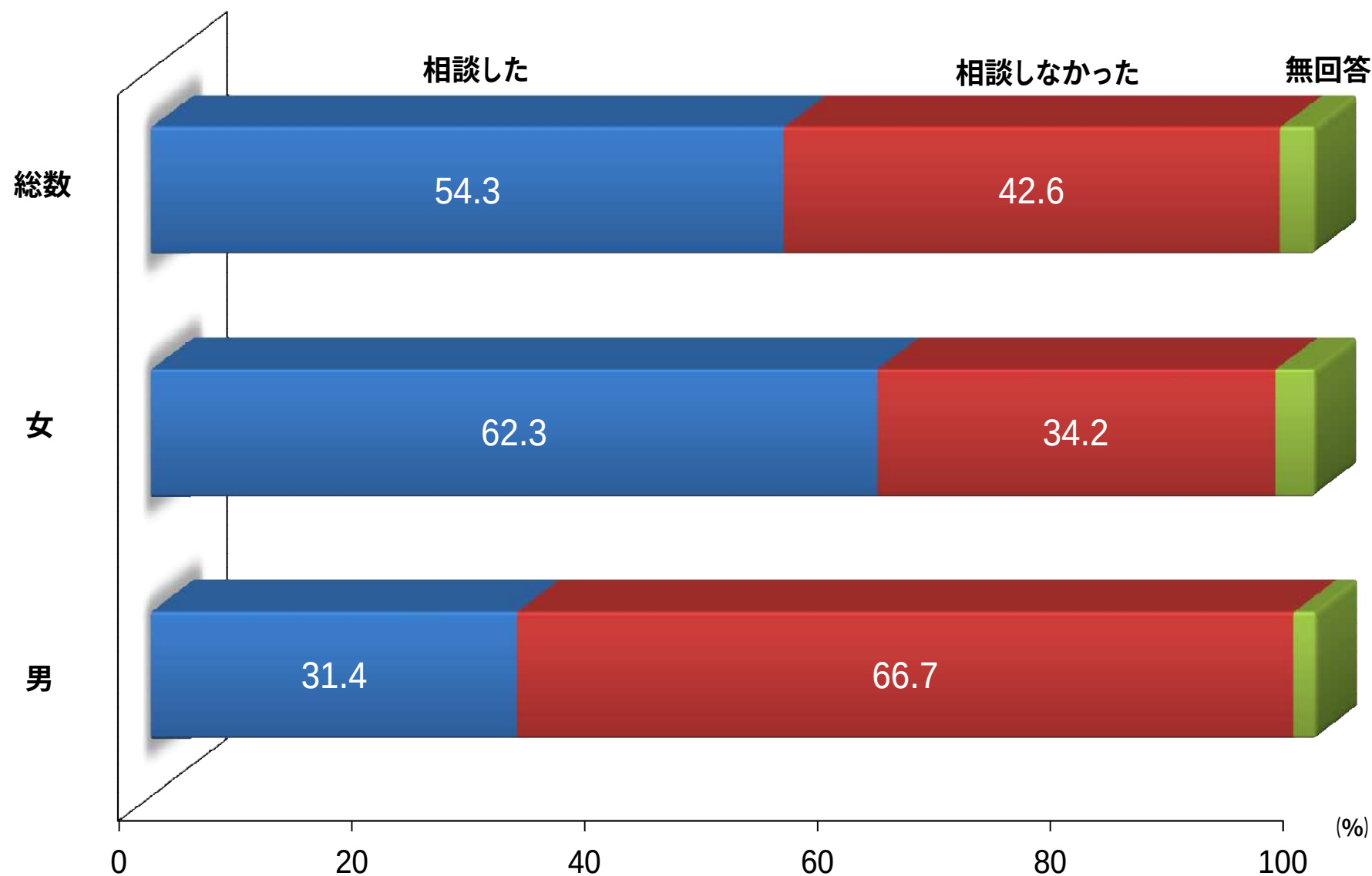
交際相手から被害を受けたときの行動



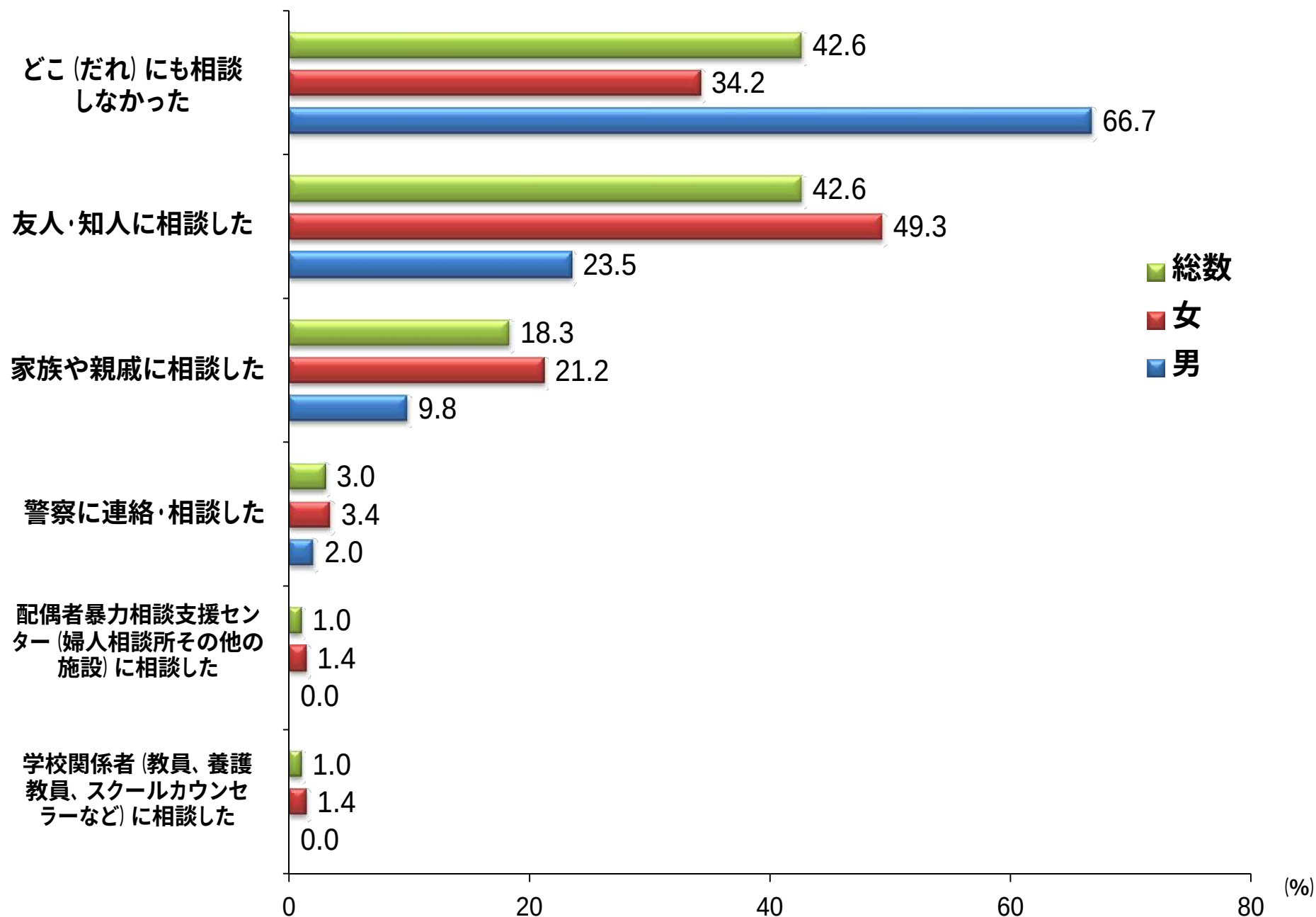
交際相手と別れなかった理由



交際相手からの被害の相談の有無

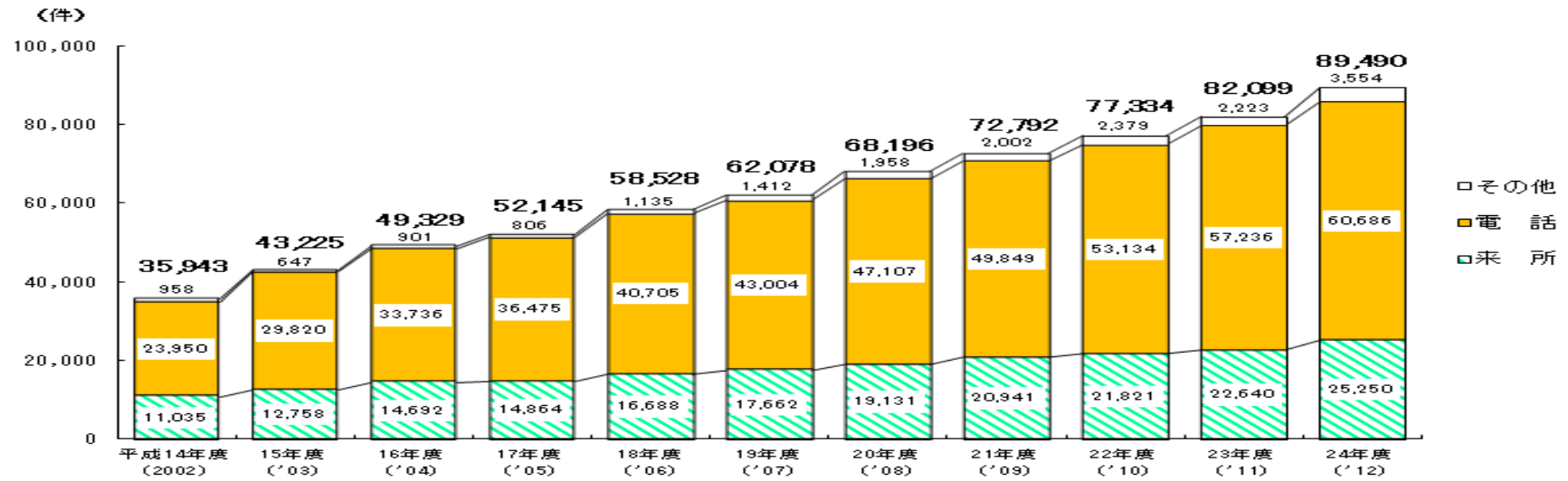


交際相手からの被害の主な相談先(複数回答)

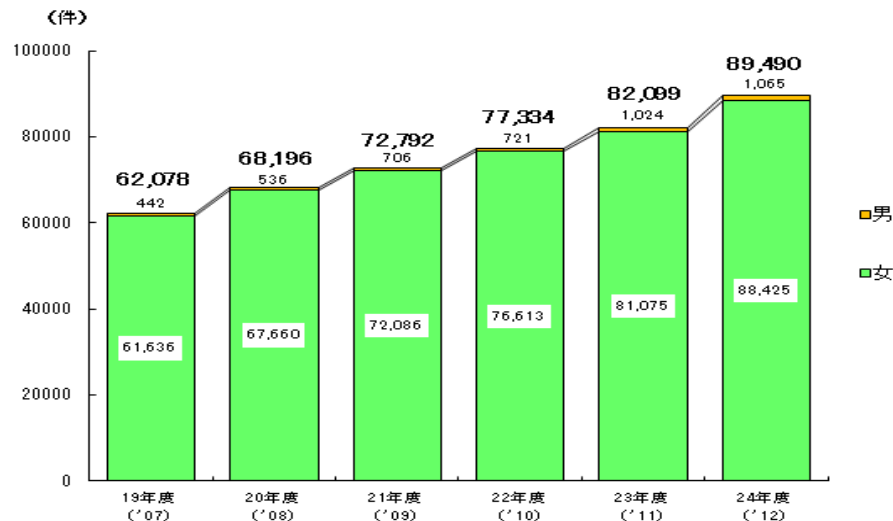


配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等

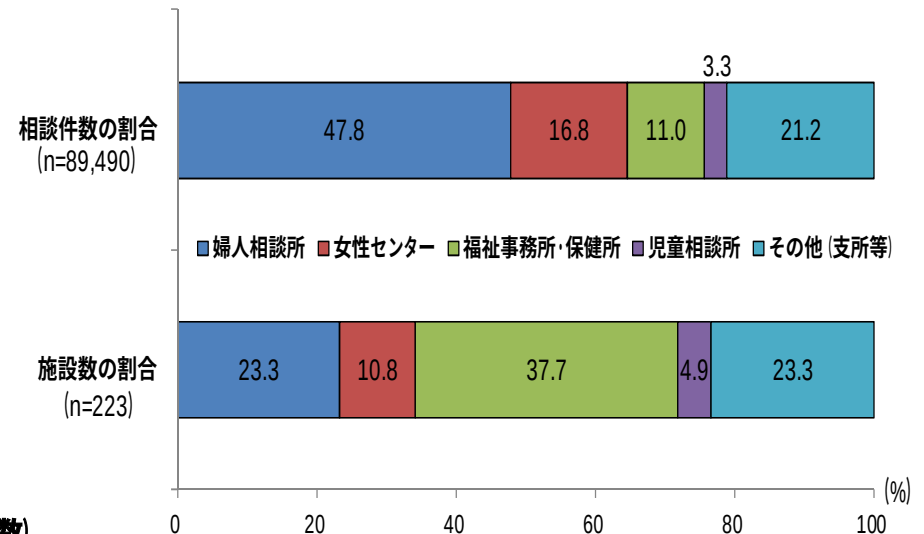
1. 相談件数の年次推移



2. 男女別相談件数の年次推移



3. 施設別の施設数・相談件数割合 (平成24年度)



◎24年度中の交際相手からの暴力に関する相談件数 3,484件(※外数)

市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための取組について

法律計画

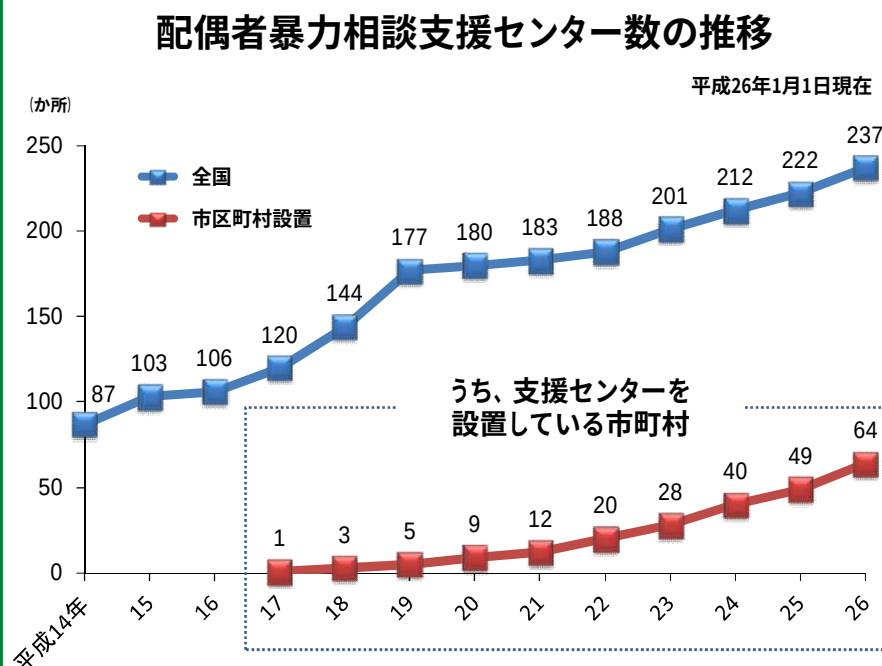
- **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律** (平成13年法律第31号、平成16年・19・25年に法改正)
 - ① 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援を含めた保護を図る責務を有する。(法第2条)
 - ② 市町村は、市町村における施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。(法第2条の3第3項)
 - ③ 市町村は、市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。(法第3条第2項)

- **第3次男女共同参画基本計画** (平成22年12月17日閣議決定) 一第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」一
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数 平成27年までの成果目標 100か所

財政支援

- **配偶者からの暴力対策に係る地方財政への対応**
 - ① 地方財政への対応として、普通交付税 (住民生活に光をそそぐ事業) や特別交付税 (市町村基本計画の作成に要する経費、配偶者暴力相談支援センターの業務に関する経費、緊急時における安全の確保に関する経費) により財政支援を実施
 - ② 市が支弁した婦人相談員が行う業務に要する費用について補助 (法第28条第2項)

支援センターの設置数等



支援センター数 (26年1月現在)

○都道府県設置 173か所

○市町村設置 64か所

合計 237か所

(市町村設置の内訳)

政令市 17か所

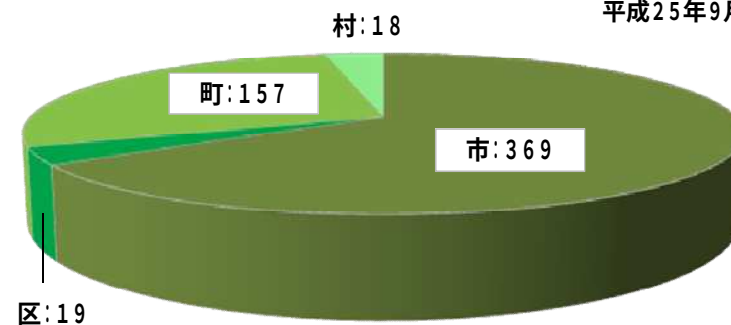
中核市 13か所

特例市 7か所

その他 27か所

市町村基本計画 (策定済: 563) の内訳

平成25年9月現在



区: 19

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正について

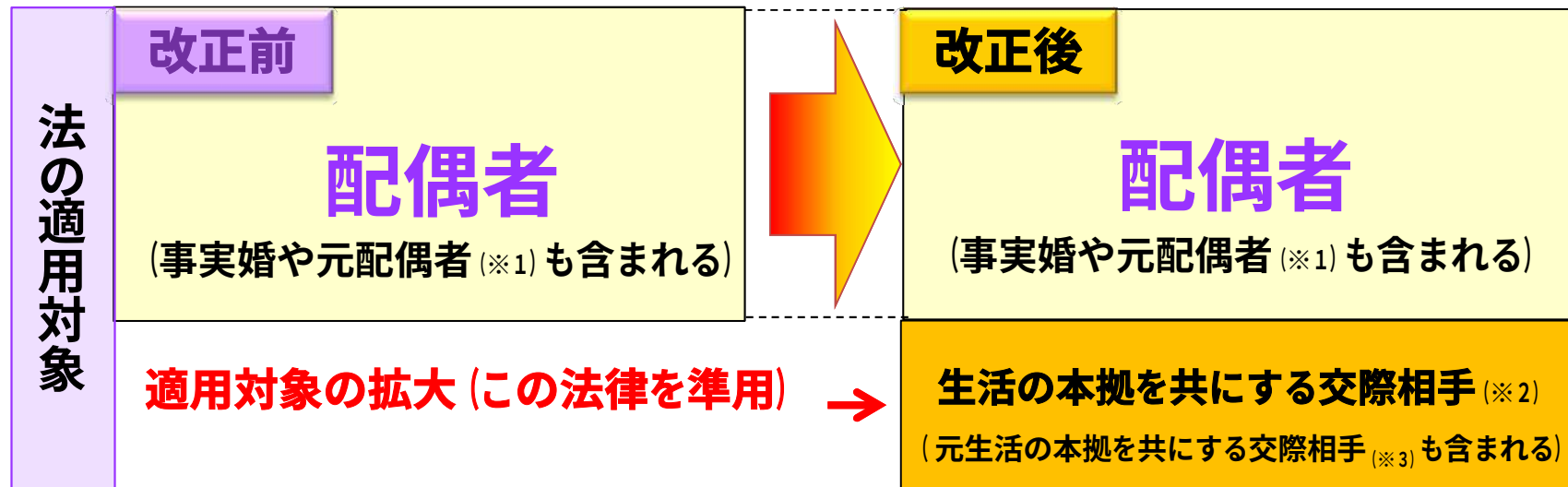
◆平成25年6月26日に成立、同年7月3日に公布（議員立法）

◆平成26年1月3日より施行（公布の日から起算して6月を経過した日）

改正内容

- 「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象 ※下図参照
- 法律の題名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護^等に関する法律」

【図】 配偶者暴力防止法の適用対象の拡大について



※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※2 婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く

※3 生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正について

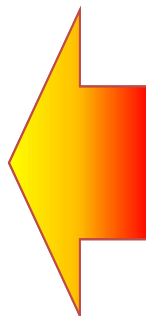
【第8条】 国及び地方公共団体の支援 (※下線は改正部分)

国 及 び 地 方 公 共 団 体

第1項

<支援>

- ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及
- ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援
- ストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援



第2項

<支援を図るため>

- 必要な体制の整備
- 民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置 等

【平成26年度予算案の概要】

女性に対する暴力（ストーカーを含む。）対策に関する地方公共団体等関係機関の取組の推進及び広域的な連携や民間団体との連携の推進並びに女性に対する暴力をなくす運動など、女性に対する暴力の根絶に向けた取組 73百万円(61百万円)

◆ ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業 10,261千円 (優先課題推進枠)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を受け、内閣府では、地方公共団体が設置する配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等及び民間支援団体による被害者支援の現状等の調査を踏まえ、今後、考えられる支援の方向性の検討を進めるための調査研究を行う。

女性に対する暴力をなくす運動

平成25年11月12日～25日



□ ポスター

□ パープルライトアップ 東京タワー



□ キックオフ宣言

平成二十五年
「女性に対する暴力をなくす運動」
キックオフ宣言

女性に対する暴力は、決して許されるものではない。
それは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その四複を固めることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

本日、平成二十五年「女性に対する暴力をなくす運動」を開始するに当たり、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて全力を尽くすことをここに宣言する。

平成二十五年十一月十二日

法務大臣 谷川 穂一
厚生労働大臣 田村 憲久
国家公安委員会委員長 古原 真司
内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 森 まさこ



女性に対する暴力被害者支援のための 官官・官民連携促進ワークショップ

1. 目的

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の管理・運営に責任を持つ者に対し、支援体制の強化、他機関等との連携等をテーマとしたワークショップを行うとともに、相談対応の現場で中心的役割を担い、経験の浅い相談員へ日常的に助言等を提供できる相談員を育成することにより、配偶者からの暴力被害者への相談体制を強化し、相談の質の向上を図る。

2. 概要

<管理職ワークショップ>

支援センター長を対象

<行政企画職ワークショップ>

相談及び支援に係る事業について、企画・運営等を担当する行政担当者を対象

<相談員ワークショップ>

支援センター及び支援センターと現に連携している民間支援団体の相談員を対象

<取組事例収集・情報提供>

- 新たな取組事例の収集を行い、支援センター等に情報提供
- 支援センター設置検討中の自治体へのアドバイザー等の派遣等支援

若年層を対象とした 女性に対する暴力の予防啓発

□ 教材キットの配布

(全国の高校、大学、法務局、少年院、男女共同参画センター等)

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/yobou/index.html

□ 交際相手からの暴力予防啓発指導者研修の実施

